

## リスボン協定

1967年7月14日にストックホルムで改正され、1979年9月28日に修正された原産地名称の保護及び国際登録に関する1958年10月31日の協定

### 目次

- 第1条 特別の同盟の形成；国際事務局に登録された原産地名称の保護
- 第2条 原産地名称及び原産国の概念の定義
- 第3条 保護の内容
- 第4条 他の規定に基づく保護
- 第5条 原産地名称の登録；拒絶及び拒絶に対する異議申立；通知；一定期間について容認された使用
- 第6条 通有名称
- 第7条 登録の有効期間；手数料
- 第8条 訴訟手続
- 第9条 特別の同盟の総会
- 第10条 国際事務局
- 第11条 財政
- 第12条 第9条から第12条までの修正
- 第13条 規則；改正
- 第14条 批准及び加入；発効；パリ条約第24条(領域)への言及；1958年の原アクトへの加入
- 第15条 協定の存続期間；廃棄
- 第16条 1958年の原アクトの適用
- 第17条 署名，言語，寄託
- 第18条 経過規定

## **第1条 特別の同盟の形成；国際事務局に登録された原産地名称の保護**

(1) この協定が適用される国は、工業所有権の保護に関する同盟の枠内において特別の同盟を構成する。

(2) 上記の国は、特別の同盟の他の国の生産物の原産地名称であって原産国でそういうものとして承認され保護されており、かつ、世界知的所有権機関(以下「機関」という。)を設立する条約に規定する知的所有権国際事務局(以下「国際事務局」又は「事務局」という。)に登録されたものをこの協定の条件に従いその領域内で保護することを約束する。

## **第2条 原産地名称及び原産国の概念の定義**

(1) この協定において、「原産地名称」とは、ある国、地方又は土地の地理上の名称であって、その国、地方又は土地から生じる生産物を表示するために用いるものをいう。ただし、当該生産物の品質及び特徴が自然的要因及び人的要因を含む当該国、地方又は土地の環境に専ら又は本質的に由来する場合に限る。

(2) 原産国とは、その名称が又はその国に所在する地方若しくは土地の名称が、当該生産物に名声を与えている原産地名称を構成している国をいう。

## **第3条 保護の内容**

生産物の真正な原産地が表示されている場合又は当該名称が翻訳された形で若しくは「kind」、「type」、「make」、「imitation」等の語を伴って使用されている場合であっても、権利侵害又は模倣に対抗して保護が保証される。

## **第4条 他の規定に基づく保護**

この協定の規定は、如何なる形でも、工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約及びその後の改正条約、商品について虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関する1891年4月14日のマドリッド協定及びその後の改正協定のような他の国際協定書又は国内の法令若しくは判決に基づいて特別の同盟の各国において原産地名称に既に付与している保護を排除するものではない。

## **第5条 原産地名称の登録；拒絶及び拒絶に対する異議申立；通知；一定期間について容認された使用**

(1) 原産地名称の登録は、特別の同盟の国の官庁の請求に応じ、当該国の国内法令に従い当該名称を使用する権利を有する公的又は私的な自然人又は法人の名義において、国際事務局が行う。

(2) 国際事務局は、特別の同盟の各国の官庁に対し、原産地名称の登録を遅滞なく通知するものとし、また、定期刊行物において公告するものとする。

(3) 各国の官庁は、登録の通知を受けた原産地名称の保護を保証することができないことを宣言することができる。ただし、当該宣言は、原産地名称の保護を保証できない理由を明示して、当該登録の通知を受領した時から1年以内に国際事務局に対して通告した場合に限られ、かつ、関係国において、当該名称の所有者が第4条に基づいて主張することができる当該名称についての他の形態の保護を害さないことを条件とする。

(4) 特別の同盟の各国の官庁は、前項に規定する1年の期間が満了した後は、かかる宣言を

することができない。

(5) 国際事務局は、原産国の官庁に対し、他の国の官庁が(3)の条件に基づいて行った宣言を速やかに通知する。利害関係人は、その国内官庁から他の国が行った宣言について通知されたときは、当該他の国において、当該他の国の国民に認められているすべての司法上及び行政上の救済方法に訴えることができる。

(6) 国際登録の通知に従い特定の国において保護を受けている名称がその国において当該通告の日前から第三者により既に使用されていた場合は、その国の権限を有する官庁は、(3)に規定する1年の期間の満了後3月以内に国際事務局に通知することを条件として、当該第三者に当該使用を終止させるため2年を超えない期間を与える権利を有する。

## 第6条 通有名称

第5条に基づく手続に従い特別の同盟の1国において保護を受けている名称は、当該国においては、原産国において原産地名称として保護されている限り、通有性を有するに至ったとみなすことはできない。

## 第7条 登録の有効期間；手数料

(1) 第5条に基づいて国際事務局で行われた登録は、更新することなく、前条にいう期間全体について保護を保証される。

(2) 各原産地名称の登録には、一時払いの手数料を納付しなければならない。

## 第8条 訴訟手続

原産地名称の保護を保証するために必要な訴訟は、特別の同盟の各国において、その国内法令の規定に基づいて、次により、提起することができる。

1. 権限を有する官庁又は公訴官の請求に応じ
2. 公的又は私的な自然人又は法人である利害関係人により

## 第9条 特別の同盟の総会

(1) (a) 特別の同盟は、このアクトを批准し又はこれに加入した国で構成される総会を備える。

(b) 各国の政府は、1の代表によって代表されるものとし、代表は、代表代理、随員及び専門家の補佐を受けることができる。

(c) 各代表団の費用は、その代表団を任命した政府が負担する。

(2) (a) 総会は、次のことを行う。

(i) 特別の同盟の維持及び発展並びにこの協定の実施に関するすべての事項を取り扱うこと

(ii) 国際事務局に対して改正会議の準備に関する指示を与えること。ただし、特別の同盟の国であってこのアクトを批准せず又はこれに加入していないものの意見を適切に考慮するものとする。

(iii) 第7条(2)にいう手数料及び国際登録に関する他の手数料の額の決定を含む規則を変更すること

(iv) 機関の事務局長(以下「事務局長」という。)の特別の同盟に関する報告及び活動を検討し及び承認し、並びに事務局長に対し特別の同盟の権限内の事項についてすべての必要な指

示を与えること

(v) 特別の同盟の事業計画を決定し及び隔年予算を採択し、並びに決算を承認すること

(vi) 特別の同盟の財政規則を採択すること

(vii) 特別の同盟の目的を達成するために必要と認める専門家委員会及び作業部会を設置すること

(viii) 特別の同盟の構成国でない国並びに政府間機関及び国際的な非政府機関で総会の会合にオブザーバーとして出席することを認められるものを決定すること

(ix) 第9条から第12条までの修正を採択すること

(x) その他特別の同盟の目的を促進するために適切な措置をとること

(xi) その他この協定に基づく適切な任務を遂行すること

(b) 総会は、機関が管理業務を行っている他の同盟も利害関係を有する事項については、機関の調整委員会の助言を受けた上で決定を行う。

(3) (a) 総会の各構成国は、1の票を有する。

(b) 総会の構成国の2分の1をもって定足数とする。

(c) 総会は、(b)の規定に拘らず、何れの会期においても、代表を出した国の数が総会の構成国の2分の1に満たないが3分の1以上である場合は、決定を行うことができる。ただし、その決定は、総会の手続に関する決定を除き、次の条件が満たされた場合にのみ効力を生じる。すなわち、国際事務局は、代表を出さなかった総会の構成国に対しその決定を通知し、その通知の日から3月の期間内に賛否又は棄権を書面で表明するよう要請する。その期間の満了の時に、賛否又は棄権を表明した国の数が当該会期の定足数の不足を満たすこととなり、かつ、必要とされる多数の賛成がなお存在する場合は、その決定は効力を生じる。

(d) 第12条(2)の規定に従うことを条件として、総会の決定は、投じられた票の3分の2以上を必要とする。

(e) 棄権は、投票とみなさない。

(f) 代表は、1の国のみを代表し及び1の国の名においてのみ投票することができる。

(g) 総会の構成国でない特別の同盟の国は、総会の会合にオブザーバーとして出席することを認められる。

(4) (a) 総会は、事務局長の招集により、2年ごとに1回、通常会期として会合するものとし、例外的な場合を除き、機関の一般総会と同一期間中に同一の場所において会合する。

(b) 総会は、総会の構成国の4分の1の請求があったときは、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。

(c) 各会期の議事日程は、事務局長が作成する。

(5) 総会は、その手続規則を採択する。

## 第10条 国際事務局

(1) (a) 国際登録及び関連の任務並びに特別の同盟の他のすべての管理業務は、国際事務局が遂行する。

(b) 特に、国際事務局は、会合を準備し、かつ、総会並びに総会が設置することのある専門家委員会及び作業部会の事務局としての職務を行う。

(c) 事務局長は、特別の同盟の首席の職員とし、特別の同盟を代表する。

(2) 事務局長及び事務局長が指名する職員は、総会並びに総会が設置することがある専門家

委員会及び作業部会のすべての会合に投票権なしで参加する。事務局長又は事務局長が指名する1の職員は、職権上、これらの内部機関の事務局の長としての職務を行う。

(3) (a) 国際事務局は、総会の指示に従い、この協定の規定(第9条から第12条までを除く。)の改正会議の準備を行う。

(b) 国際事務局は、改正会議の準備に関し、政府間機関及び国際的な非政府機関と協議することができる。

(c) 事務局長及び事務局長が指名する者は、改正会議における審議に投票権なしで参加する。

(4) 国際事務局は、その他国際事務局に与えられる任務を遂行する。

## 第11条 財政

(1) (a) 特別の同盟は、予算を有する。

(b) 特別の同盟の予算は、特別の同盟に固有の収入及び支出、諸同盟の共通経費の予算に対する特別の同盟の分担金並びに該当する場合は機関の締約国会議の予算に対する拠出金から成る。

(c) 諸同盟の共通経費とは、特別の同盟のみでなく機関が管理業務を行っている他の同盟にも帰すべき経費をいう。共通経費に係る特別の同盟の分担割合は、共通経費が特別の同盟にもたらす利益に比例する。

(2) 特別の同盟の予算は、機関が管理業務を行っている他の同盟の予算との調整の必要性を適切に考慮した上で決定する。

(3) 特別の同盟の予算は、次のものを財源とする。

(i) 第7条(2)に基づいて徴収される国際登録料並びに国際事務局が特別の同盟に関して提供する他の役務について納付される他の手数料及び料金

(ii) 特別の同盟に関する国際事務局の刊行物に係る販売代金及びロイヤルティ

(iii) 贈与、遺贈及び補助金

(iv) 賃貸料、利子その他の雑収入

(v) (i)から(iv)までの財源から受領する額が特別の同盟の経費を賄うのに十分でない場合にその範囲での特別の同盟の各国の分担金

(4) (a) 第7条(2)の手数料の額は、事務局長の提案に基づき、総会が決定する。

(b) 上記手数料の額は、特別の同盟の収入が、通常の状態において、(3)(v)の分担金の支払を要することなく、国際登録業務を維持するための国際事務局の経費を賄うことができるように定める。

(5) (a) 特別の同盟の各国は、(3)(v)の分担額を決定する目的で、工業所有権の保護に関するパリ同盟において属する等級と同じ等級に属するものとし、パリ同盟の等級について定める単位数と同じ単位数に基づいて年次分担金を支払う。

(b) 特別の同盟の各国の年次分担金の額は、その額とすべての国の特別の同盟の予算に対する年次分担金の総額との比率が、その国が属する等級の単位数とすべての分担国の単位数の総数との比率に等しくなるような額とする。

(c) 分担金の支払日は、総会が定める。

(d) 分担金の支払が延滞している国は、その未払の額が当該年度に先立つ2年度においてその国について支払の義務が生じた分担金の額以上のものとなったときは、特別の同盟の内部機関において投票権を行使することができない。ただし、内部機関は、支払の延滞が例外的

でかつ避けることができない事情によるものであると認める限り，その国がその内部機関において引き続き投票権を行使することを認めることができる。

(e) 予算が新会計年度の開始前に採択されなかった場合は，予算は，財政規則が定めるところにより，前年度の予算と同じ水準とする。

(6) (4)(a)の規定に従うことを条件として，国際事務局が特別の同盟に関して提供する他の役務について納付される手数料及び料金の額は，事務局長が定め，総会に報告する。

(7) (a) 特別の同盟は，特別の同盟の各国の1回限りの支払金から成る運転資金を有する。運転資金が十分でなくなった場合は，総会がその増額を決定する。

(b) 運転資金に対する各国の当初の支払金の額及び運転資金の増額部分に対する各国の分担額は，運転資金が設けられ又はその増額が決定された年の工業所有権の保護に関するパリ同盟の予算に対する同同盟の構成国としての分担金に比例する。

(c) 当該比率及び支払の条件は，総会が，事務局長の提案に基づきかつ機関の調整委員会の助言を受けた上で定める。

(8) (a) その領域内に機関の本部が所在する国との間で締結される本部協定には，運転資金が十分でない場合にその国が立替えをすることを規定する。立替えの額及び条件は，その国と機関との間の別個の取極によって都度定める。

(b) (a)の国及び機関は，それぞれ，書面での通告により立替えをする約束を廃棄する権利を有する。廃棄は，通告が行われた年の終わりから3年を経過した時に効力を生じる。

(9) 会計監査は，財政規則に定めるところにより，特別の同盟に属する1若しくは2以上の国又は外部の監査人が行う。これらの国又は監査人は，総会がこれらの国又は監査人の同意を得て指定する。

## 第12条 第9条から第12条までの修正

(1) 第9条から第11条まで及びこの条の修正の提案は，総会の構成国又は事務局長が行う。その提案は 総会による審議の遅くとも6月前までに 事務局長が総会の構成国に送付する。

(2) (1)の諸条の修正は，総会が採択する。採択には，投じられた票の4分の3以上を必要とする。ただし，第9条及び本項の規定の修正には，投じられた票の5分の4以上を必要とする。

(3) (1)の諸条の修正は，その修正が採択された時に総会の構成国であった国の4分の3から，それぞれの憲法上の手続に従って行われた受諾についての書面での通告を事務局長が受領した後1月で効力を生じる。このようにして受諾された諸条の修正は，その修正が効力を生じるときに総会の構成国であるすべての国及びその後総会の構成国となるすべての国を拘束する。ただし，特別の同盟の国の財政上の義務を増大する修正は，その修正の受諾を通告した国のみを拘束する。

## 第13条 規則；改正

(1) この協定を実施するための細目は，規則で定める。

(2) この協定は，特別の同盟の国の代表の間で行う会議により改正することができる。

## 第 14 条 批准及び加入；発効；パリ条約第 24 条(領域)への言及；1958 年の原アクトへの加入

- (1) 特別の同盟の各国は、このアクトに署名している場合はこれを批准することができるものとし、署名していない場合はこれに加入することができる。
- (2) (a) 特別の同盟に属していない何れの国も、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国であるときは、このアクトに加入することができるものとし、その加入により特別の同盟の構成国となることができる。  
(b) 加入の通告は、加入の際に国際登録の対象である原産地名称に対し、加入国の領域において、前掲書規定による利益を保証する。  
(c) ただし、この協定に加入する国は、1 年以内に、国際事務局において既に登録されている原産地名称について第 5 条(3)に規定する権利を行使することを希望する旨宣言することができる。
- (3) 批准書及び加入書は、事務局長に寄託する。
- (4) 工業所有権の保護に関するパリ条約第 24 条の規定は、この協定に準用する。
- (5) (a) 批准書又は加入書を寄託した最初の 5 国については、このアクトは、その第 5 番目のこれら協定書が寄託された後 3 月で効力を生じる。  
(b) その他の国については、このアクトは、事務局長が批准書又は加入書の寄託を通知した日の後 3 月で効力を生じる。ただし、それよりも遅い日がある場合は、その国については、そのように指定された日に効力を生じる。
- (6) 批准又は加入は、当然に、このアクトのすべての条項の受諾及びこのアクトに定めるすべての利益の享受を伴う。
- (7) このアクトが効力を生じた後は、何れの国も、このアクトの批准又はこれへの加入と同時にのみこの協定の 1958 年 10 月 31 日の原アクトに加入することができる。

## 第 15 条 協定の存続期間；廃棄

- (1) この協定は、締約国が少なくとも 5 国存在する限り、効力を有する。
- (2) 何れの国も、事務局長にあてた通告により、このアクトを廃棄することができる。その廃棄は、この協定の 1958 年 10 月 31 日の原アクトの廃棄の効果も有するものとし、かつ、廃棄を行った国についてのみ効力を生じる。特別の同盟の他の国については、この協定は、引き続き効力を有する。
- (3) 廃棄は、事務局長がその通告を受領した日の後 1 年で効力を生じる。
- (4) 何れの国も、特別の同盟の構成国となった日から 5 年の期間が満了するまでは、この条に規定する廃棄の権利を行使することができない。

## 第 16 条 1958 年の原アクトの適用

- (1) (a) このアクトは、このアクトを批准し又はこれに加入した特別の同盟の国との関係においては、1958 年 10 月 31 日の原アクトに代わる。  
(b) ただし、このアクトを批准し又はこれに加入した特別の同盟の国は、このアクトを批准せず又はこれに加入していない特別の同盟の国との関係においては、1958 年 10 月 31 日の原アクトにより拘束される。

(2) 特別の同盟に属していない国でこのアクトの締約国となるものは、このアクトの締約国でない特別の同盟の国の官庁の請求に応じ、国際事務局において行われる原産地名称の国際登録についてこのアクトを適用する。ただし、当該国際登録がそれらの国についてこのアクトの要件を満たすことを条件とする。特別の同盟に属していない国でこのアクトの締約国となるものの官庁の請求に応じて国際事務局において行われる国際登録については、それらの国は、特別の同盟の当該国が 1958 年 10 月 31 日の原アクトの要件の遵守を要求できることを認める。

#### **第 17 条 署名、言語、寄託**

(1) (a) このアクトは、フランス語による本書 1 通について署名するものとし、スウェーデン政府に寄託する。

(b) 事務局長は、関係国政府と協議の上、総会が指定する他の言語による公定訳文を作成する。

(2) このアクトは、1968 年 1 月 13 日まで、ストックホルムにおいて署名のために開放しておく。

(3) 事務局長は、特別の同盟のすべての国の政府に対し、及び要請があったときは他の国の政府に対し、スウェーデン政府が認証したこのアクトの署名本書の謄本 2 通を送付する。

(4) 事務局長は、このアクトを国際連合事務局に登録する。

(5) 事務局長は、特別の同盟のすべての国の政府に対し、署名、批准書又は加入書の寄託、このアクトの何れかの規定の効力の発生、廃棄並びに第 14 条(2)(c)及び(4)に基づく宣言を通知する。

#### **第 18 条 経過規定**

(1) 最初の事務局長が就任するまでは、このアクトにおいて機関の国際事務局又は事務局長というときは、それぞれ、工業所有権の保護に関するパリ条約によって設立された事務局又はその事務局長をいうものと解する。

(2) このアクトを批准せず又はこれに加入していない特別の同盟の国は、希望するときは、機関を設立する条約の効力発生から 5 年間、第 9 条から第 12 条までに拘束されるものとしてそれらの条に規定する権利を行使することができる。それらの権利の行使を希望する国は、その旨の通告書を事務局長に送付するものとし、その通告は、その受領の日に効力を生じる。それらの国は、その 5 年の期間が満了するまで、総会の構成国とみなされる。